

旅費規程

昭和 35 年 6 月 1 日制定
昭和 42 年 5 月 28 日改正
昭和 48 年 5 月 27 日改正
昭和 53 年 5 月 25 日改正
昭和 59 年 5 月 20 日改正
昭和 60 年 5 月 20 日改正
平成 4 年 5 月 10 日改正
平成 26 年 5 月 11 日改正
令和 6 年 5 月 12 日改正
令和 7 年 5 月 18 日改正

第 1 条 この規程は一般社団法人熊本県放射線技師会の会務遂行のため旅行する者に支給する旅費に関し必要な事項を定める。

第 2 条 旅行命令権者は会長とし、会長の場合は常務理事会とする。

第 3 条 旅行者には必要に応じて旅費、日当、宿泊料を支給する。

第 4 条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費の実費を支給する。但し、会務上の必要性または天災その他やむを得ない事晴により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その時によった経路及び方法によって支給する。

第 5 条 日当は 1 日につき 2, 0 0 0 円を支給する。

第 6 条 宿泊料は 1 夜につき 1 3, 0 0 0 円を支給する。

第 7 条 旅費の支給については予算額を勘案し、打ち切り旅費として支給することができる。その方法は旅行命令権者とする。

第 8 条 その他の事項について疑義を生じた場合は、常務理事会において決定する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。
- 2 本規程は、平成26年5月11日より施行する。
- 3 本規程は、令和6年5月12日より施行する。
- 4 本規程は、令和7年5月18日より施行する。